

～妊産婦健康診査通院交通費助成のお知らせ～

岩内町では、妊婦さんの健康と赤ちゃんの健やかな成長を願い、妊婦健康診査時にかかる通院交通費用の一部を助成しています。

また、令和5年度からは新たに産婦さんの「こころ」と「からだ」の健康状態を確認する産婦健康診査への費用助成を開始したことにともない、産婦健康診査時にかかる通院交通費用の助成も行います。

<対象者>

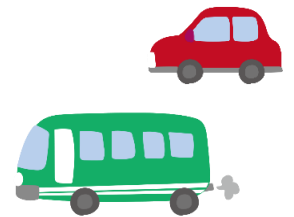
- 以下の両方へ該当する方
 - ①妊産婦健康診査の受診日に、岩内町に住民票がある方
 - ②妊産婦健康診査を受診するため、医療機関または助産所で岩内町が発行した妊産婦健康診査受診票を使用して受診した方

<助成額>



- 妊産婦健康診査を受診するためにかかる交通費として、次の表に定める額

医療機関・助産所の所在地	助成額（1往復あたり）
倶知安町	1,450円
小樽市	2,720円
札幌市	3,820円
その他の所在地	3,820円



- ※妊婦健康診査は最大14回、産婦健康診査は最大2回までの受診とし、妊産婦健康診査の受診回数分を助成します。
- ※妊産婦健康診査受診票を使用した回数により、交通費助成回数を決定します。そのため、母子健康手帳の「妊娠中の経過」に記載されている健診受診回数と異なる場合があります。
- ※助成額は公共バス往復運賃より算出しています。運賃の改定により、助成額が変更になる場合があります。

<申請に必要なもの>

- 岩内町妊産婦健康診査通院交通費助成申請書兼請求書
 - 母子健康手帳の「表紙（妊産婦氏名要記入）」および「妊娠中の経過」「出産後の母体の経過」の写し
 - 口座振替申出書
(妊産婦本人名義の金融機関についてご記入ください。妊産婦本人名義の口座をお持ちでない場合は、ご相談ください)
 - 印鑑
 - 通帳の「振込先金融機関名（支店名含）」「名義人」「口座番号」がわかるページの写し
- ※役場窓口で申請を行う場合は、②⑤の写しは不要となりますので、そのままご持参ください。

<申請期限>

- 最後に健康診査を受けた日から1年以内です。
- ※死産または流産の場合は、妊娠終了日から1年以内に申請願います。
- ※産婦健康診査を受診するまでに転出した場合には、転出日から1年以内に申請願います。

後日、申請の審査結果について「妊産婦健康診査通院交通費助成決定通知」または「妊産婦健康診査通院交通費審査決定書」を送付しますので、ご確認ください。なお、通知書等がお手元に届くまでに、申請から1か月程度かかりますのでご承知おきください。

<お問い合わせは…>

岩内町役場 健康づくり課 健康推進係 直通電話：67-7086

